様式第三（第６条関係）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名
住所　〒

認定変更届出書

受託中小企業振興法第１５条第１項の認定及び同法第１６条第１項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

１．変更事項

変更前	
変更後	

２．変更年月日
３．変更理由

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
３　一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
４　申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

附　則

この省令は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○経済産業省令第八十三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十八条、第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第四号、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第六十五条、第六十六条第二項第三号及び第四号並びに第七十条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日　経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条　法第五十八条の規定により申請をしようとする者は、様式第一の登録確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二　確認業務を行う事業所の名称及び所在地並びに連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先を記載した書類
三　申請者が法第五十九条各号の規定に該当しないことを誓約する書類
四　法第三十三条第二項及び第三十五条第二項の規定による確認の方法を説明した書類
五　申請者が法第六十条第一項第各号の規定に適合することを説明した書類

２　前項第三号の誓約書の様式は、様式第二の様式とする。

（公示）

第三条　経済産業大臣は法第六十条第一項の登録をしたときは、登録確認機関の名称及び住所並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

（第六十条第一項第一号の経済産業省令で定める基準）

第四条　法第六十条第一項第一号の基準は、国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（第九条第一項において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―三又は国際監査・保証基準審議会が定めた基準ＩＳＳＡ（第九条第一項において単に「ＩＳＳＡ」という。）五〇〇〇その他これに類する基準に準拠して、内国法人（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社に限る。）の二酸化炭素の排出量についての検証又は保証する業務（当該二酸化炭素の排出量が適切に算定されていることについて確認する業務をいう。次条第一項第一号及び第二号において「検証等業務」という。）を行った経験を有することとする。

（確認業務の責任者）

第五条　法第六十条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次のいずれにかに該当する者とする。ただし、確認業務の責任者（確認の結果を記載した書類に署名をする者をいう。）以外の者はこの限りでない。

一　検証等業務に三年以上従事した経験を有する者
二　検証等業務を十件以上行った者
三　公認会計士であって公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の四に規定する監査法人の社員その他これに類する者